

生徒に対する「わいせつ行為」根絶のための校内ルール

長野県北部高等学校長 田島 康彦

わいせつ行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者をはじめ県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であります。また、教師は児童・生徒に対して優位な立場であることを踏まえ、どんな場合でも生徒に対するわいせつな行為は絶対に許されるものではありません。

私たち教師と生徒がともに明るく豊かな学校づくりに取り組めるよう、下記のとおり校内ルールを定めますので確実な運用をお願いします。

1. 密室で生徒と1対1にならない

- ・生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。
- ・相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。

2. 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う

- ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物を貼らず、外から誰もが見えるようにする。
- ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
- ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管とする。

3. 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。

4. 生徒の身体への接触は、安全確保等社会通念上認められるもの以外は行わない。

5. 教育目的外はもちろん、教育目的でも unnecessary 児童・生徒の撮影や録画をしない。

6. 教育目的外で児童生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。

7. わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡する。

【校外通報・相談窓口（教職員を対象）】

① 教職員通報・相談窓口

封書郵送：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて

メールアドレス：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕

メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp